

公益認定等に関する審査基準等について

令和 7 年 4 月 1 日
神 奈 川 県

- 1 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」
（以下「認定法」という。）第 4 条及び第 11 条に規定する認定並びに「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」という。）第 125 条に規定する認可に当たっては、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成 20 年 4 月 11 日（令和 6 年 12 月改訂）内閣府公益認定等委員会・内閣府大臣官房公益法人行政担当室）を行政手続法第 2 条第 8 号ロの審査基準（以下「審査基準」という。）として扱う。

- 2 整備法第 44 条に規定する認定及び同法第 45 条に規定する認可に当たっては、上記の審査基準のほか、「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」（平成 20 年 10 月 10 日内閣府公益認定等委員会）を審査基準として扱う。